

公立大学法人福知山公立大学会計監査業務仕様書

1 業務名

公立大学法人福知山公立大学会計監査業務

2 業務の目的

公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 35 条の規定に準じた財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る会計監査を受け、財務諸表の真実性を高めるとともに監事監査の効率化を図ることを目指すため、当該会計監査人に会計監査を委託するものである。

3 業務の内容

法第 35 条の規定に準じた法人の監査及びこれに準じた業務を行う。

<具体的内容>

- (1) 法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対して、法令等の規定に基づく監査の実施及び会計監査報告の作成（監査計画の作成、期中監査、期末監査を含む。）
 - (2) 法人理事及び監事との連携として、監査計画及び監査についての意見交換、監査報告書についての説明・意見交換を行う。また、随時、監査業務に係る説明や報告、情報交換等を行うものとする。
 - (3) 法人会計についての指導、助言及び相談対応を行う。
 - (4) その他必要と認められる事項を行う。
- ※再任された場合は、次年度以降（令和 7 事業年度・令和 8 事業年度）の監査にあたっては、前年度の課題等を踏まえた対応を行うこととする。

4 その他

- (1) 本監査業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、個人情報保護法、福知山市個人情報保護法施行条例の趣旨に従い、厳密かつ適正に行うこと。
- (3) 本監査業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この義務は、受託者は契約期間終了後においても、担当者は担当を終えた後及び退職した後においても同様とする。
- (4) 法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。契約期間が終了した場合には、法人から貸与した書類等は返還すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者双方協議のうえ、定めるものとする。